

四半期報告書

(第188期第1四半期)

ヤマハ株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
2 【その他】	24
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	25

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第188期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅村 充

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2141

【事務連絡者氏名】 経理・財務部長 山畑 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目17番11号
当社 営業経理センター

【電話番号】 03(5488)6612

【事務連絡者氏名】 営業経理センター長 加藤 貞雄

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社営業経理センター
(東京都港区高輪二丁目17番11号)
ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所
(大阪府中央区南船場三丁目12番9号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	会計期間	第187期	第188期	第187期
		第1四半期 連結累計期間	第1四半期 連結累計期間	第187期
		自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	90,914	87,928	373,866
経常利益	(百万円)	4,856	2,765	10,971
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,208	504	5,078
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	△12,229	△234	△2,376
純資産額	(百万円)	239,790	243,472	245,002
総資産額	(百万円)	382,032	383,084	390,852
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	11.20	2.60	25.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	62.1	62.8	61.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△931	△1,635	22,646
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,040	△2,032	△9,740
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△3,626	△1,927	△10,080
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	49,636	52,128	58,446

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第187期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成22年6月30日 企業会計基準第25号)を適用し、遡及処理しております。

4 第187期第1四半期連結累計期間、第188期第1四半期連結累計期間及び第187期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結累計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間における当社及び連結子会社を取り巻く経済環境は、海外においては、中国及び新興国で景気の拡大が続きました。また、欧米でも景気の回復傾向が見られたものの、米国では回復のペースは鈍く、欧州では財政問題が懸念されるなど、先行き不透明な状況となっております。国内においては、東日本大震災の影響によって低下した生産や消費は下げ止まりつつあるものの、電力供給の制約による影響や厳しい雇用情勢、円高等により依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当第1四半期連結累計期間の販売の状況につきましては、前年同期に比べ29億86百万円（3.3%）減少し、879億28百万円となりました。東日本大震災の影響による減収を想定した楽器事業、AV・IT事業が比較的堅調に推移し、AV・IT事業で増収となったほか、楽器事業も為替影響を除くと増収となりました。しかしながら、電子部品事業及びその他の事業が震災影響もあり減収となったことや、為替影響により、前年同期に比べて減収となりました。

当第1四半期連結累計期間の損益につきましては、為替影響及び震災影響による部品調達難や法人顧客の減産に伴う生産・出荷減等により、営業利益は前年同期に比べ20億49百万円（39.8%）減少し、31億3百万円となりました。経常利益は、前年同期に比べ20億91百万円（43.1%）減少し、27億65百万円となりました。税金等調整前四半期純利益は、前年同期に比べ8億56百万円（24.7%）減少し、26億17百万円となりました。四半期純利益は、前年同期に比べ17億4百万円（77.2%）減少し、5億4百万円となりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

① 楽器事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、ほぼ前年並みの666億15百万円（前年同期は666億40百万円）となりました。為替による減収影響が約19億円含まれており、その影響を除いた売上高は、前年同期に比べ約19億円の増収となりました。

商品別には、ピアノ及び電子ピアノは、北米市場では減収となりましたが、国内市場で堅調に推移したほか、欧州、中国及び新興国市場で売上げを伸ばし、全体で増収となりました。管楽器は、概ね堅調に推移しました。音響機器は、北米市場で回復の兆しが見られたほか、中国及び新興国市場で売上げを伸ばし、増収となりました。音楽教室による収入は、前年並みの実績となりました。

営業利益は、前年同期に比べ8億63百万円（25.0%）減少し、25億95百万円となりました。

② AV・IT事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ3億39百万円（2.8%）増加し、123億79百万円となりました。為替による減収影響が約4億円あり、その影響を除いた売上高は、前年同期に比べ約7億円の増収となりました。

商品別には、オーディオは、中国及び新興国市場で堅調に推移したものの、北米及び欧州市場で減収となり、国内市場も振るいませんでした。業務用ルーターも減収となりましたが、一方で、カラオケ機器が引き続き好調を維持しており、大きく売上げを伸ばしました。

営業利益は、前年同期に比べ2億13百万円（62.0%）増加し、5億57百万円となりました。

③ 電子部品事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ13億43百万円（26.2%）減少し、37億86百万円となりました。

商品別には、地磁気センサーが前年同期比で増収となりましたが、携帯電話用音源LSIが従来型端末の販売低迷等により減収となったことに加え、震災影響もあり、アミューズメント用画像LSI及び音源LSI等も減収となりました。

営業損失は3億43百万円（前年同期は、営業利益4億97百万円）となりました。

④ その他の事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同期に比べ19億56百万円（27.5%）減少し、51億47百万円となりました。

商品別には、自動車用内装部品が納入先の震災後の生産調整の影響を受け、大幅な減収となったことに加え、ゴルフ用品やレクリエーション事業も震災及び国内の消費意欲の冷え込み等の影響を受け、売上げ減少となりました。

営業利益は、前年同期に比べ5億58百万円（65.5%）減少し、2億93百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

総資産は、前連結会計年度末から77億68百万円（2.0%）減少し、3,830億84百万円となりました。

このうち、流動資産は、主として現金及び預金の減少により、72億86百万円（3.7%）減少し、1,874億30百万円となりました。また、固定資産は、4億81百万円（0.2%）減少し、1,956億53百万円となりました。

② 負債

負債は、前連結会計年度末から62億37百万円（4.3%）減少し、1,396億11百万円となりました。

このうち、流動負債は、主として未払金及び未払費用の減少により、63億62百万円（8.5%）減少し、684億73百万円となりました。また、固定負債は、1億24百万円（0.2%）増加し、711億37百万円となりました。

③ 純資産

純資産は、前連結会計年度末から15億30百万円（0.6%）減少し、2,434億72百万円となりました。主として、円高の進行によって為替換算調整勘定のマイナス幅が拡大したことによります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間において現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、61億6百万円減少（前年同期は95億98百万円減少）し、期末残高は521億28百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間において営業活動により使用した資金は、前年同期に比べ7億4百万円増加し、16億35百万円となりました。税金等調整前四半期純利益が前年同期に比べ減少したこと等によります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間において投資活動により使用した資金は、ほぼ前年並みの20億32百万円（前年同期使用した資金は20億40百万円）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期連結累計期間において財務活動により使用した資金は、前年同期に比べ16億99百万円減少し、19億27百万円となりました。主として、配当金の支払額が前年同期に比べ減少したことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付けを行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解することはもちろんのこと、当社グループの企業価値の源泉である、①楽器等のハードウェアを主体としたメーカービジネスと、音楽教室等のソフト・サービスビジネスとの有機的な連携、②伝統技術と最先端技術の集積及びそれらを融合する製品開発力、③高い品質・コストパフォーマンスの実現と安定的な商品供給を可能とするグローバルな生産体制及びグローバルな販売網による顧客密着のマーケティング活動、④独自の価値創造を推進する研究開発活動とヤマハデザイン、⑤事業活動を担う人材の長期的な確保・育成と、積極的なCSR活動（社会貢献活動）等を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「感動を・ともに・創る～音・音楽を原点に培った技術と感性で新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。」を企業目的として掲げ、経営の効率化を追求し、グローバルな競争力と高水準の収益性を確保するとともに、コンプライアンス・環境・安全・地域社会への貢献等、企業の社会的責任を果たすことにより、企業価値・ブランド価値の向上に努めております。その実現のために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行うことにより、効率的かつ透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。当社は、株主、顧客、従業員、地域社会それぞれのステークホルダー間の利益バランスを考慮した経営に努めております。それぞれのステークホルダー間の利害を適切に調整しながら、各ステークホルダーの満足度を高めつつ、企業価値の最大化に向け努力をしております。

平成22年4月よりスタートした新中期経営計画「Yamaha Management Plan 125 (YMP 125)」では、当社グループの中長期的な経営の方向性を明確にしたうえで、同計画を、「成長基盤構築フェーズ」と位置づけ、コア事業に経営資源を集中して、新たな成長の芽を育てるとともに、経営構造改革を継続して推進することで強固な成長基盤の構築を図ってまいります。

また、当社は、連結自己資本利益率の向上を念頭において、中期的な連結利益水準をベースに、研究開発・販売投資・設備投資等経営基盤の強化のために適正な内部留保を行なうとともに、連結業績を反映した配当を実施することを基本方針とし、株主への還元に留意してまいります。加えて、当社は、取締役会の意思決定の迅速化・監督機能強化、業務執行力強化等を図るため、執行役員制度の導入、社外取締役の選任、全社ガバナンス委員会の設置、内部監査部門の整備等をとおして積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件」の承認を受け、新株予約権の無償割当てを活用した方策（以下、本プラン）の更新（以下、本更新）をしております。

（本プランの概要）

（イ）本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下、買付者等）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

対象となる買付け等とは、次の通りです。

- ・当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得
- ・当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ)買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等に対する買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(ハ)本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、所定の場合、株主の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認することがあります。

独立委員会は、買付者等からの必要情報を受領してから原則として最長90日を経過するまでの間に上記の判断を行ない、当社取締役会に実施・不実施の勧告をします。この期間内において、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会からも情報・意見を取得し、判断の材料とすることがあります。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施・不実施の決議を行います。また、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の意思を確認するための総会決議があった場合、当社取締役会はこれに従います。

(ニ)本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。買付等の下記の要件への該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(発動事由その1)

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(発動事由その2)

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a)下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ・株券等を買占め、その株券等につき当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- (b)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c)買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法・その適法性、買付等の実行可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d)当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド並びに当社と当社株主、従業員、取引先及び顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (ホ)本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会または株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をすることとしており、手続の透明性を確保しております。
- (ヘ)本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。
- (ト)本プランの有効期間は、平成25年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。

④ 取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。その判断に係る理由は以下の通りです。

- (イ)本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。
- (ロ)本更新は、基本方針に基づき、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が株主に代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものであります。

- (ハ)本更新は、平成22年6月25日開催の第186期定時株主総会において承認をもってなされたものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することができるものとされております。
- さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主のご意向が反映されることとなっております。
- (ニ)当社株式に対して買付等がなされた場合には、本プランの発動に際しては、独立性のある社外役員等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず得ることとされております。また、同委員会の判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。
- (ホ)本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
- (ヘ)当社取締役の任期は1年であり、毎年取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主のご意向を反映させることが可能です。本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、55億27百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	197,255,025	197,255,025	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	197,255,025	197,255,025	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	197,255,025	—	28,534	—	40,054

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,611,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 193,433,800	1,934,338	—
単元未満株式	普通株式 209,825	—	—
発行済株式総数	197,255,025	—	—
総株主の議決権	—	1,934,338	—

② 【自己株式等】

(平成23年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤマハ株式会社	浜松市中区中沢町 10番1号	3,611,400	—	3,611,400	1.83
計	—	3,611,400	—	3,611,400	1.83

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	57,210	52,580
受取手形及び売掛金	46,486	44,490
有価証券	1,960	400
商品及び製品	47,361	49,556
仕掛品	13,620	15,058
原材料及び貯蔵品	10,678	11,449
その他	18,797	15,273
貸倒引当金	△1,397	△1,380
流動資産合計	194,717	187,430
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	38,106	37,308
機械装置及び運搬具（純額）	11,747	11,261
工具、器具及び備品（純額）	7,904	7,784
土地	49,347	49,295
リース資産（純額）	272	265
建設仮勘定	888	1,011
有形固定資産合計	108,267	106,926
無形固定資産	2,857	2,731
投資その他の資産		
投資有価証券	75,477	76,415
その他	10,208	10,248
貸倒引当金	△675	△668
投資その他の資産合計	85,009	85,995
固定資産合計	196,134	195,653
資産合計	390,852	383,084

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,198	23,243
短期借入金	6,597	7,681
1年内返済予定の長期借入金	3,863	2,910
未払金及び未払費用	28,657	22,262
未払法人税等	2,303	1,433
引当金	3,073	3,278
その他	6,141	7,663
流動負債合計	74,836	68,473
固定負債		
長期借入金	1,376	687
退職給付引当金	37,599	38,639
その他	32,037	31,810
固定負債合計	71,013	71,137
負債合計	145,849	139,611
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,534	28,534
資本剰余金	40,054	40,054
利益剰余金	169,894	169,261
自己株式	△3,690	△3,690
株主資本合計	234,793	234,160
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	33,559	34,176
繰延ヘッジ損益	△252	△13
土地再評価差額金	15,549	15,501
為替換算調整勘定	△41,583	△43,184
その他の包括利益累計額合計	7,272	6,479
少数株主持分	2,937	2,832
純資産合計	245,002	243,472
負債純資産合計	390,852	383,084

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	90,914	87,928
売上原価	55,490	55,696
売上総利益	35,424	32,231
販売費及び一般管理費	※ 30,271	※ 29,127
営業利益	5,153	3,103
営業外収益		
受取利息	94	116
受取配当金	542	287
その他	334	181
営業外収益合計	971	585
営業外費用		
売上割引	516	492
為替差損	497	242
その他	254	188
営業外費用合計	1,268	923
経常利益	4,856	2,765
特別利益		
固定資産売却益	12	24
構造改革費用引当金戻入額	292	—
その他	5	—
特別利益合計	310	24
特別損失		
固定資産除却損	67	54
投資有価証券評価損	1,546	79
その他	78	39
特別損失合計	1,692	172
税金等調整前四半期純利益	3,474	2,617
法人税、住民税及び事業税	1,327	796
法人税等調整額	△119	1,268
法人税等合計	1,207	2,065
少数株主損益調整前四半期純利益	2,266	552
少数株主利益	58	48
四半期純利益	2,208	504

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,266	552
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7,132	617
繰延ヘッジ損益	752	239
為替換算調整勘定	△8,116	△1,643
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	△14,496	△786
四半期包括利益	△12,229	△234
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△12,192	△240
少数株主に係る四半期包括利益	△37	6

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,474	2,617
減価償却費	3,075	2,809
売上債権の増減額 (△は増加)	8	1,495
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△7,292	△5,124
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,668	△408
法人税等の支払額	△1,582	△1,890
その他	△1,283	△1,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	△931	△1,635
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,378	△2,200
有形固定資産の売却による収入	277	369
投資有価証券の売却及び償還による収入	104	—
その他	△43	△201
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,040	△2,032
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△838	960
長期借入金の返済による支出	△80	△1,714
自己株式の取得による支出	△1	△0
配当金の支払額	△2,465	△968
その他	△240	△205
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,626	△1,927
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,000	△511
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,598	△6,106
現金及び現金同等物の期首残高	59,235	58,446
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	53
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△264
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 49,636	※ 52,128

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、㈱ヤマハファシリティマネジメントは、清算手続きに入ったことにより重要性が乏しくなったため、連結の範囲から除外しております。ヤマハ保険サービス㈱及び㈱ヤマハメディアワークスは、㈱ヤマハビジネスサポートとの経営統合により、連結の範囲から除外しております。㈱葛城は、㈱つま恋との経営統合により、連結の範囲から除外しております。なお、㈱つま恋は、㈱ヤマハリゾートに社名を変更しております。 また、当第1四半期連結会計期間において、㈱ヤマハミュージック北海道は、非連結子会社である㈱北海楽器を吸収合併しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準第24号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成21年12月4日 企業会計基準適用指針第24号)を適用しております。
(連結納税制度の適用) 当第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<p>1 保証債務は次の通りであります。 下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。 浜松ケーブルテレビ(株) 455百万円 (実質的に保証している金額は36百万円であります。)</p> <p>2 輸出受取手形割引高は356百万円であります。</p>	<p>1 保証債務は次の通りであります。 下記の会社の金融機関からの借入債務に対して保証を行っております。 浜松ケーブルテレビ(株) 431百万円 (実質的に保証している金額は34百万円であります。)</p> <p>2 輸出受取手形割引高は457百万円であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>貸倒引当金繰入額 86百万円 製品保証引当金繰入額 57百万円 退職給付引当金繰入額 1,288百万円 人件費 13,517百万円</p>	<p>※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。</p> <p>貸倒引当金繰入額 6百万円 製品保証引当金繰入額 431百万円 退職給付引当金繰入額 1,187百万円 人件費 12,906百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 50,635百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △998百万円 現金及び現金同等物 49,636百万円</p>	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>現金及び預金 52,580百万円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 △452百万円 現金及び現金同等物 52,128百万円</p>

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,465	12.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	968	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	楽器 (百万円)	AV・ IT (百万円)	電子部品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	66,640	12,040	5,130	7,103	90,914		90,914
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高			319		319	△319	
計	66,640	12,040	5,449	7,103	91,234	△319	90,914
セグメント利益	3,459	344	497	851	5,153		5,153

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

売上高計の調整額△319百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書における営業利益であります。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	楽器 (百万円)	AV・ IT (百万円)	電子部品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客への 売上高	66,615	12,379	3,786	5,147	87,928		87,928
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高			253		253	△253	
計	66,615	12,379	4,039	5,147	88,182	△253	87,928
セグメント利益 又は損失(△)	2,595	557	△343	293	3,103		3,103

(注) 1 調整額は、以下のとおりです。

売上高計の調整額△253百万円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書における営業利益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	11.20	2.60
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,208	504
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,208	504
普通株式の期中平均株式数(千株)	197,232	193,643

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 12 日

ヤマハ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 河 西 秀 治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 山 秀 剛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月12日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅村 充

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 浜松市中区中沢町10番1号

【縦覧に供する場所】 ヤマハ株式会社営業経理センター
(東京都港区高輪二丁目17番11号)

ヤマハ株式会社営業事業所管理センター大阪事務所
(大阪府中央区南船場三丁目12番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長梅村 充は、当社の第188期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。